

機械器具 64 歯科用探針

一般医療機器 歯科用探針 (JMDN コード: 35812000)

歯科用探針

【禁忌・禁止】

1. 使用目的以外に使用しないこと。
2. 本品の二次的加工をしないこと。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

本品の代表的な形状は下記のとおり。
柄部と先端の針部からなる。

両方、片方



2. 原材料

ステンレス製。

3. 品目仕様

外面には、使用上有害なきづ、さび、凹凸などの欠点無く、なめらかに仕上げられていなければならない。

【使用目的又は効果】

歯科診療で触診等に用いる手持型の器具(プローブ)をいう。軸の先端の細い作業部分は用途に応じて針状又は鉤型のもの、又は鈍的形状のものがある。

本品は、むし歯を探したりその進行度を調べるのに使用する。

【使用方法等】

1. 使用前

本品は使用前に、必ず洗浄し、下記の条件又は各医療機関により検証され確認された滅菌条件により滅菌を行う。

標準的滅菌条件：高圧蒸気滅菌法

温度	時間
121℃	20分
126℃	15分

2. 使用方法

柄部を持ち、歯および歯茎周辺などの変色部に針を当てむし歯の状態を詳査する。

【使用上の注意】

[重要な基本的注意]

ヤコブ病患者、その疑いのある患者もしくはヤコブ病起因による異常の可能性のある患者には、製品再処理に関連する国内規制を遵守すること（主要文献及び文献請求先欄参照）。

【保管方法及び有効期間等】

[貯蔵・保管方法]

1. 清潔で良好な、乾燥状態を保てる場所にて保管する。

[保守・点検に係る事項]

1. 洗浄・消毒、滅菌

(1) 汚れが乾燥し落ちにくくなるのを防ぐために、付着した血液・体液・組織・薬品等は直ちに洗浄し、消毒する。

(2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、その適正濃度と取扱方法を守る。中性洗剤を推奨する。

(3) 超音波洗浄装置・ウォッシャー・ディスインフェクター等の洗浄装置で洗浄する場合、可動部分は開放し、汚れが落ち易い状態でバスケット等に収納して処理する。その際、刃に異物（硬物）があたらないように注意すること。

(4) 金属タワシ、クレンザー（磨き粉）等は、器具表面を損傷するので使用を避ける。

(5) 仕上げすすぎには、精製水・脱イオン水・濾過水等の使用を推奨する。

(6) 洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥する。

2. 点検

滅菌前、使用前に汚れ・破損・可動部の動き等を点検する。

【主要文献及び文献請求先】

[主要文献]

1. クロイツフェルト・ヤコブ病に関する最新の行政通知

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0418-2.html>

2. クロイツフェルト・ヤコブ病診療マニュアル
[改訂版]

http://www.nanbyou.or.jp/pdf/cjd_manual.pdf

第6章 プリオン病感染因子の滅菌法

[文献請求先]

問い合わせ先

上記URLをご参照下さい。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

[製造販売業者]

亞麻仁有限会社

03-5534-6991

[製造業者]

①Bromed Surgical (Pvt) Ltd.

Enika Trading Co.

アール・ケイ・ゼット・サージカル

製造国：パキスタン

②亞麻仁有限会社 営業部